

議案第九号

杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例
杉並区立済美教育研究所設置条例（昭和三十九年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立済美教育センター条例

第一条中「（以下「区」という。）」を削り、「および」を「及び」に、「区立教育研究所（以下「研究所」という。）」を次のとおり「を」杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を杉並区堀ノ内二丁目五番二十六号に」に改め、同条の表を削る。
第二条中「研究所は」を「センターは、前条の目的を達成するため」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 学校（杉並区立学校設置条例（昭和三十五年杉並区条例第一号）に規定する小学校、中学校、養護学校及び幼稚園をいう。）の経営支援及び教育に関する調査研究に関すること。

二 教職員の能力開発に関すること。

三 教育情報の提供に関すること。

第二条第四号中「目的を達成するために必要な」を「杉並区教育委員会が必要と認める」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 教育相談及び教育支援に関すること。

第三条中「研究所」を「センター」に、「おく」を「置く」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

済美教育研究所の名称を変更するとともに、事業を拡充する等の必要がある。

杉並区立済美教育研究所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

杉並区立済美教育センター条例

(設置)

第一条 杉並区 にお

ける教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター(以下「センター」という。)を杉並区堀ノ内二丁目五番二十六号に設置する。

旧 条 例

杉並区立済美教育研究所設置条例

(設置)

第一条 杉並区(以下「区」という。)にお

ける教育の充実および振興を図るため、区立教育研究所(以下「研究所」という。)を次のとおり設置する。

名 称	位 置
杉並区立済美教育研究所	杉並区堀ノ内二丁目五番二六号

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 学校(杉並区立学校設置条例(昭和三

(事業)

第二条 研究所は、次の事業を行う。

一 教育に関する専門的、技術的事項の調

十五年杉並区条例第一号)に規定する小学校、中学校、養護学校及び幼稚園をいう。()の経営支援及び教育に関する調査研究に關すること。

- 二 教職員の能力開発に關すること。
- 三 教育情報の提供に關すること。
- 四 教育相談及び教育支援に關すること。
- 五 前各号のほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第三条 センターに、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

査研究に關すること。

- 二 区民に対する教育相談に關すること。
- 三 教育図書館の運営に關すること。
- 四 前各号のほか、目的を達成するために必要な事業

(職員)

第三条 研究所に、事務職員、技術職員その他必要な職員をおく。